

三重S R経営労務センター



入会案内

入会手続

【社労士会員】

対象者：三重県会所属の開業社会保険労務士

手 続：まずは事務局までご連絡ください

- ・ 入会届等の書類提出があります
- ・ 三重SR会長との面談をします
- ・ 賛助金5万円を納めていただきます



【事業主会員】

対象者：中小企業主等 ※全国対象となります

手 続：社労士会員を通じて労働保険事務委託書等の書類を
事務局までご提出ください

- ・ 労働保険料等納入通知書を発行します

7/27、10/27、翌1/27が保険料引落日です

【一人親方会員】

対象者：一人親方（建設業に限る）

※三重県及び隣接県等に居住する一人親方が対象です

（三重・愛知・岐阜・滋賀・京都・奈良・和歌山・大阪・兵庫）

手 続：社労士会員を通じて、労災保険事務処理委託申込書を事務局までご提出ください

- ① 振込依頼書を送付します
- ② 労働保険料等を納入します
- ③ 納入確認後、監督署に届出します（最短加入日は届出の翌日）
- ④ 加入証明書を発行します

入会金・会費

【社労士会員】

- ・入会金 0円
- ・年会費 0円（当分の間徴収しません）

【事業主会員】

- ・入会金 0円
- ・年会費 14,400円（1,200円/月）労働者15人以下
18,000円（1,500円/月）労働者16人以上

※労働者数は、労働保険年度更新時「賃金等の報告」、「一括有期事業総括表」記載の人数となります

※新規委託の場合は、委託時の労働者数です

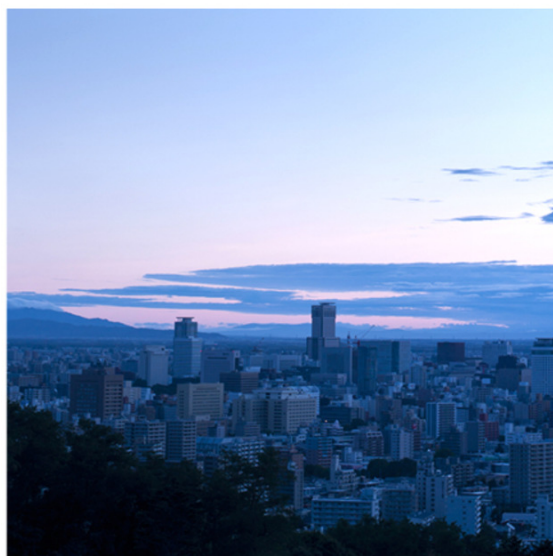
令和7年3月31日までは一律12,000円/年(1,000円/月)です

【一人親方会員】

- ・入会金 10,000円
- ・年会費 9,600円（800円/月）

～～入会のメリット～～

- 年度更新説明会を開催しています
- 委託事業所件数、一人親方加入件数に応じて「広報活動費」、「事務手数料費」が支給されます
- 労働保険の未手続事業場に適用促進活動を行った場合等に「加入勧奨推進費」が支給されます
- 「慶弔に対する福祉制度」、「専門書の無料配布等」があります
- 社労士会員の親睦会があります



三重S R経営労務センター

〒514-0004

三重県津市栄町2丁目311 アシオビル301

T e l : 059-222-8726

F a x : 059-222-8727

<http://www.srcenter.co.jp>

